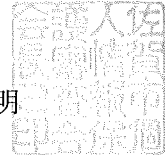


答申第108号
平成27年11月6日

佐賀市長 秀島敏行様

佐賀市個人情報保護審査会
会長 村上英明



佐賀市個人情報保護条例第8条第1項第5号に基づく諮問について（答申）

佐賀市個人情報保護条例第8条第1項第5号に基づき、平成27年10月19日付佐門市生第1198号により諮問がありました「佐賀県が実施する佐賀県住生活基本計画の見直し及び高齢者居住安定確保計画の策定のためのアンケート調査実施に際し、本市の住民基本台帳に記録されている調査対象者の住所及び氏名の情報を、佐賀県へ提供することについて」については、審議の結果、諮問の内容を適当なものと認めます。

なお、個人の権利利益の保護を図るため、特に次の点に配慮することを要望します。

- 1 個人情報の提供にあたっては、条例の趣旨に則り、必要最小限の範囲に限定すること。